

## 第32回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 2月24日(金) 8時33分～9時27分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 諮問第 1号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 9号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)  
上脇 重樹 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻になりましたので、ただ今から第32回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、8番 平田 修二委員、9番 京田 提樹委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第32回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。2月2日、第1会議室に於いて「農業委員会の女性委員登用に関する意見書」を鹿児島県農業会議諏訪園会長他からの要望書を、受理いたしました。

同日16時から、ホテルキングで開催された、JA鹿児島いずみ農政協議会に出席いたしました。

また、6日には、2月定例常設審議委員会に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 （田嶋 輝男）

**日程第4 諮問第1号 農業経営改善計画の認定に係る意見について**を  
議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 （野中 義昭）

おはようございます。

今回、新規2件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、農用地の効率的な利用、経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る2月8日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

（ 諮問資料にて説明 ）

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 (石坂 委員)

番号1について、経営面積が所有地と借地の合計になっていないのはどういう理由ですか。

農政課 (野中 義昭)

調べてから報告します。(総会終了後に正しい数値の報告有。)

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第5 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について**  
を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （濱崎 春香）

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は9件であり、所有権移転が4件・使用貸借権設定が4件・賃借権設定が1件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

2月15日に2番委員及び6番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施しております。

それでは、整理番号1より順次、ご説明させていただきます。

整理番号1 使用貸借権設定について、地図は、1ページであります。

申請人は、〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、妻と母と共に水稲や梅等の生産を行い、年間250日程度、農業に従事されております。

申請地は、現在不耕作地であります。申請人が耕作を行っている隣接の畑に影が差し、被害がでていたため、日当たりを良好にするため竹等を伐採した後、梅を生産される予定であります。

整理番号2 使用貸借権設定について、地図は、2ページであります。

申請人は、〇〇〇〇市にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、今年の3月で会社を定年退職するため、新たに農業を始めたく申請されたものであります。

農業には年間150日程度従事され、阿久根市に居住している親族に協力をもらいながらオリーブの栽培を行う予定となっております。

なお、申請人は新規就農者であり現在農地を持っていないため、2月の申請で、阿久根市に1反、出水市に2反、あわせて3反の農地についてそれぞれの農業委員会に申請をされています。しかし、阿久根市では1反しか借りる予定がないため、現段階では許可要件である下限面積を満たすことができおりません。この下限面積を満たすためには、出水市の許可が必須であり、許可がでて初めて3反をみたすとなるため、出水市の総会で許可相当と決定したときは速やかに連絡をいただけるように協議済みであ

ります。

次に、整理番号3 所有権移転について、地図は、3ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇さんは、現在、妻と母と共に水稲及び甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、隣接する〇〇さん名義の田と一面になっているため一体として利用し、水稲を生産されます。なお、今回の申請は、申請人の兄からの贈与による所有権移転であります。

次に、整理番号4 使用貸借権設定について、地図は、4ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在妻と共にバレイショの生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。申請地は耕作地であり、バレイショを生産されます。

次に、整理番号5 使用貸借権設定について、地図は、5ページから6ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在妻と共にバレイショの生産を行い、年間250日程度、農業に従事されております。申請地は耕作地であり、バレイショを生産されます。なお、申請地3筆のうち1筆の登記地目が宅地になっておりますが、昔、鶏舎があったため宅地となっているとのことです。現在は取り壊されており耕作をされているため、農地台帳上は畑で登録をされております。

次に、整理番号6 使用貸借権設定について、地図は、7ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、母と共に水稲の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。申請地は耕作地であり、ゴーヤを生産されます。

次に、整理番号7 賃借権設定について、地図は、8ページであります。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇〇」さんであります。

〇〇〇さんは、現在、息子と共に露地野菜の生産を行い、年間60日程度、農業に従事されております。

申請地は既設のハウス4棟を使用し、きくらげを生産されます。なお、労働力として従業員を6名雇用しております。

次に、整理番号8 所有権移転について、地図は、9ページであります。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、息子と共に甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、耕作地であり、梅や柿等の果樹を生産されます。

なお、今回の申請は、第3者からの贈与による所有権移転であります。

次に、整理番号9 所有権移転について、地図は 10ページであります。

申請人は、〇〇〇区にお住まいに「〇〇〇〇〇〇」さんであります。

〇〇〇さんは、現在、出水市で甘藷の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。農作業に常時従事するのは本人のみですが、植え付けや収穫の際は親戚の協力を得て作業を行います。

申請地は、現在不耕作状態でありましたが、農地として利用する準備が整い次第、甘藷を生産される予定であります。

なお、今回の申請は、親からの贈与による所有権移転であります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 委員)

農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告します。

2月15日に「6番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、一部不耕作地もありましたが、聞き取り調査において、しっか

り耕作をしていくという意思が確認でき、いずれも耕作可能な農地であると判断してまいりました。

申請人の農機具の所有や就労日数・耕作面積などに問題はなく、営農に意欲的でありました。申請地についても必ず耕作をするとのことで、許可相当であると調査して参りました。

なお、整理番号2の〇〇さんの件につきましては、事務局の方より説明がありましたとおり、出水市の許可が降りなければ下限面積を満たすことができませんので、出水市の許可が降りた日と同日付けで阿久根市も許可をする、という条件付きであれば許可相当の案件であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番委員 （堂後 委員）

事務局の説明に在ったかもしれませんが、出水市の下限面積はいくらになっていますか。

事務局 （濱崎 春香）

出水市も30aとなっています。

5番委員 （堂後 委員）

出水市での申請面積はどうなっていますか。

事務局 （濱崎 春香）

出水市での申請は、2693㎡となっています。



5 番委員 (堂後 委員)

出水市では、下限面積を下回って申請できるのですか。

事務局 (濱崎 春香)

出水市も、阿久根市の総会決議によると伺っています。

局長 (谷口 義美)

阿久根市の総会は、通常 25 日に開催しています。出水市は 28 日となっておりまして、阿久根市より遅れて開催されます。出水市の結果次第とすることになりますが、事務局の説明でもありましたが、出水市は阿久根市の許可状況次第で、許可するという事になります。

議長 (田嶋 輝男)

他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

整理番号 2 については、出水市での 3 条許可を条件に、また、その他の件については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

**日程第6 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について**  
を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第7号について、説明いたします。

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。

それでは整理番号1から御説明いたします。地図11ページをご覧ください。

本件は、貸駐車場への転用です。申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇バス停の東側です。

申請地は、昭和45年から昭和50年にかけて実施されたほ場整備事業〇〇地区の施行区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

申請人は、〇〇区に居住する〇〇〇〇氏です。

申請人は、接続集落内の居住者用の駐車場が不足することから、居住者等の要請を受け、貸駐車場を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、既に駐車場として使用されています。

このことについては、申請人が許可申請を怠ったまま工事されたものであるとの始末書が提出されています。

申請地の雨水は、自然流下を基本としながら、県道水路へ流水されます。以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6番委員 （尻無濱 委員）

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、報告します。

2月15日、2番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、報告します。

申請地周辺は、北側は水路、東側は駐車場となっている雑種地、南側は県道、西側は田が埋め立てられた畑でした。

現地は既に駐車場として使用されておりますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。

申請地は、第1種農地ですが、集落と認められる区域に隣接しております。さらに、目的は申請地周辺に居住する者の日常生活に必要なものであります。

よって、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

また、申請地周辺の非農地、第2種農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。

さらに、農地への原状回復を行わず追認することはやむを得ないと判断しました。

したがいまして、許可相当であります。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

図面を見る限り、集落接続とは判断しにくいですが説明をしてください。

事務局 (上脇 重樹)

縮尺の関係上集落の接続状況が明確になっていない事の説明を申し上げます。県の集落接続の判断は、申請地から50メートル以内に3件以上の宅地等があるとなっておりますが、西側〇〇〇〇-〇の左が宅地であり、その北にアパートがあります。また道路を隔てて、〇〇〇〇〇〇〇の雑種地

の北側が宅地になっていますので、50メートル以内に3件の宅地が在ることから、集落と判断したところです。

議長 (田嶋 輝男)  
他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第7 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について**  
を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)  
議案第8号について、説明いたします。  
今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件です。

それでは整理番号 1 から御説明いたします。地図 1 2 ページをご覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南東へ○. ○キロメートル、○○○○の北側です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない 1 0 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市○○に本店を有する、造園業者である株式会社○○○○です。

申請譲受人は、資材置場を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、東側の宅地と一体的に 0. 5 メートル程度の盛土が行われ、資材置場として使用されます。

申請地の雨水は、自然流下及び東側水路へ流水するようにして調整されます。

続きまして、整理番号 2 について、御説明いたします。

地図 1 3 ページをご覧ください。

本件は、貸駐車場及び貸資材置場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南へ約○. ○キロメートルのところです。

申請地は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満のその他の農地であり、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、○○区に居住されている○○○○氏です。

申請譲受人は、自らが経営する建設業者である法人に営業用駐車場及び資材置場として貸し付けるため、本件を申請されました。

申請地は、既に貸駐車場及び資材置場として使用されています。

このことについては、申請人が許可申請を怠ったまま工事されたものであるとの始末書が提出されています。

また、東側○○○番地○については、平成 4 年に一般住宅の目的で、許可を取得されていますが、着手されないままになっています。このこと

についても、始末書が添付されております。この始末書により、事業計画変更を行うことなく、この申請により所持することになります。

申請地の雨水は、西側の県道側溝へ流下されます。

続きまして、整理番号3について、御説明いたします。

地図14ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする使用貸借権の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇の250メートル北側です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

申請借受人は、〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

申請借受人は、現在、母及び弟と同居していますが、親族である申請貸付人が介護の必要が生じたことから、申請貸付人の居宅の隣に一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物が建築されます。

申請地の排水は、合併浄化槽で処理された後、河川へ流下されます。

続きまして、整理番号4について、御説明いたします。

地図15ページをご覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする売買による、所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇〇区に居住されている〇〇〇〇〇氏です。

申請譲受人は、太陽光発電施設を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水は、敷地内の排水路を経由し市道側溝へ流下されます。

続きまして、整理番号5について、御説明いたします。

地図16ページをご覧ください。

本件は、一般住宅並びに通路、庭園及び家庭菜園への転用を目的とする

売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北東へ約〇. 〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の80メートル東です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇区に居住されている〇〇〇氏です。

申請譲受人は、現在、借家に居住されており、手狭になったことから自己居住用の一般住宅を建築し、その敷地の隣地に通路・庭園及び家庭菜園を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物等が設置されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理された後、市道側溝へ流下され、庭園等の雨水は自然流下されます。

なお、本件は、平成3年に譲渡人〇〇〇〇氏の父が一般住宅及び通路として転用許可を受け通路の一部と宅地造成の工事までは完了したものの体調不良により中断されたままとなっており、現在は同氏が死亡されたためその相続人である申請譲受人の〇〇氏に相続の登記がなされたままです。

この取扱いについては、県と協議し、申請人が始末書を提出することにより本件申請にて処理することとしたものです。

続きまして、整理番号6にいて、御説明いたします。

地図17ページをご覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による、所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から南へ約〇〇〇メートルのところでは、都市計画用途第1種中高層住居専用地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇〇区に居住されている〇〇〇氏です。

申請譲受人は、現在、借家に居住されていますが手狭になったことから自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われた後、建物が建築されます。

申請地の排水は、合併浄化槽により処理された後、市道側溝へ流下されず。以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

6 番委員 (尻無濱 委員)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、報告します。

2 月 1 5 日、2 番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号 1 から順に報告します。

申請地周辺は、北側及び南側は畑、東側は宅地、西側は農道でした。

計画されている盛土造成は、安定勾配となっており、流水処理は、水路への放流及び自然流下で問題ありません。

よって、周辺農地への悪影響もないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第 3 種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号 2 につきまして、申請地周辺は、北側及び西側は畑、東側は資材置場、南側は通路でした。

現地は、既に駐車場及び資材置場として使用されていますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。

また、申請地周辺の非農地及び第 3 種農地を転用目的地として検討されましたが確保されることはできなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。

さらに、農地への原状回復を行わず追認することはやむを得ないと判断しました。

したがって、調査結果は、許可相当であります。

続いて、整理番号 3 につきまして、申請地周辺は、北側は畑、東側及び南側は通路となっている雑種地、西側は農道でした。

計画されている一般住宅は平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水処理は河川へ流下させることで問題ありません。



よって、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

申請地は第1種農地ですが、集落と認められる区域に接続しております。さらに、目的は申請地周辺に居住する者の日常生活に必要なものであります。

よって、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

また、申請地周辺の非農地、第2種農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号4につきまして、申請地周辺は、北側は市道及び通路、東側は畑、南側は宅地、西側は駐車場でした。

計画されている工作物は、境界から一定程度離して設置されること、高さは2メートル程度であること、流水は排水施設があることから問題ありません。

よって、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保されることはできなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号5につきまして、申請地周辺は、北側は原野化し農地性を失っている畑、それ以外は宅地でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、敷地の流水は、一般住宅及び通路は排水路へ流下、庭園及び家庭菜園は自然流下されることから問題ありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと判断しました。

また、申請地周辺の非農地及び第3種農地を転用目的地として検討されましたが確保されることはできなかったことから申請地以外に適地はないと認められます。したがって、許可相当であります。

続いて、整理番号6につきまして、申請地は、土地区画整理事業が行われた区域内です。計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、敷地の流水は、市道側溝へ流下されることから問題ありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと判断しました。したがって、許可相当であります。以上です。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
他に質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第8議案第 9号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第2号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年3月1日となります。

（議案資料にて説明）

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第9号平成29年農用地利用集積計画書第2号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

1番委員（新穂委員）

7番の賃料が25,000円であるが作物は何ですか。

8番委員（平田委員）

デコポン園になります。収穫できる園になります。

議長（田嶋 輝男）

3番は5万円ですが、作物は茶ですか。

事務局（榎木 海斗）

茶になります。前は7万円でしたが、今回は5万円になりました。

議長 (田嶋 輝男)  
他にありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
以上で提案された議案は全て終了いたしました。  
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)  
ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 27